

平成20年 9月18日
建設局土木部技術管理課
電話(245)5291
内線 3326

千葉市発注工事における「単品スライド条項」の運用の拡充について

千葉市の公共工事に関して、建設資材の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の規定の運用について、平成20年7月4日付けで適用したところです。

その後、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な建設資材についても価格が著しく上昇し、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、下記により単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

記

- 1 対象資材 原油価格の高騰等の特別な要因により価格の著しい上昇が認められた主要資材(例:アスファルト合材等)
- 2 対象工事 適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事で、対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負金額の1%を超える工事
- 3 適用日 平成20年9月18日(木)
- 4 運用事項 当該建設資材についての単品スライド条項の運用は、鋼材類、燃料油の運用基準の取り扱いに準じて行う。
(裏面の参考資料を参照)

※単品スライド条項とは

特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、請負代金が不適當となった場合に、請負代金額の変更を可能とするものです。

<千葉市建設工事請負契約約款 第25条第5項>

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド条項の運用について (ポイント)

1. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」(H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等)

「燃料油」(軽油、ガソリン、重油、混合油)に分類される各材料

【スライド適用の対象工事】

適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事

対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負額の1%を超える工事。

2. スライド条項の適用手続

請負者からの請求を発注者が確認する。

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出 (必須)

乙は、乙が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3. スライド額の計算で用いる単価

【鋼材類】 変更前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

【燃料油】 変更前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、購入された月の実勢価格

4. スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

5. スライド額 (S) の計算

【鋼材類】 { 搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格 } × 対象数量

十) 【燃料油】 { 購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格 } × 対象数量

一) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額 (S)

※ 上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

6. その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用しない。